

「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」
（障害者の就労支援に関する基礎的研修）の実施について

＼らしく、はたらく、ともに／



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業リハビリテーション部 市川浩樹

- 1 基礎的研修創設に至る経緯
- 2 基礎的研修に期待されていること
- 3 基礎的研修の内容
- 4 令和7年度における基礎的研修の実施について

厚労省

「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」（令和2年11月～令和3年6月）
障害者就労を支える人材の育成・確保に関するワーキンググループ（第2WG）
（令和2年12月～令和3年3月）

厚労省

「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の構築に関する作業部会」
（令和3年9月～令和3年12月）

JEED

「職リハ専門人材育成に係る研修のカリキュラム・教材の作成に関する作業部会」
（令和4年6月～令和5年2月）

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書

障害者就労を支える人材の育成・確保 関係部分①

障害者就労を支える人材の育成・確保については、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書」(令和3年6月8日とりまとめ)において以下のとおりの整理がなされた。

課題と方向性

障害者就労を支える人材の育成・確保についての課題

- 雇用と福祉のそれぞれの現場において、障害者の就労支援に携わる人材の両分野の基礎的な知識やスキルが不十分。
- 各就労支援機関の役割として求められる知識やスキルを身につけた専門人材育成のための実践的な研修の機会が限られている。
- そのため、福祉と雇用の切れ目のない支援が行われにくくなっていると同時に、専門人材が質・量ともに不足している。

障害者就労を支える人材の育成・確保の方向性

- 雇用と福祉の両分野の基本的な知識等を分野横断的に付与する基礎的な研修を確立する。
- 専門人材の高度化に向けた階層的な研修制度を創設する。
- 専門人材の社会的認知度の向上や社会的・経済的地位の向上等による専門人材の確保を図る。

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書

障害者就労を支える人材の育成・確保 関係部分②

当面の対応策の実施内容

基礎的研修の対象者や研修体系・内容

- 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者は受講を必須とするべき。職場適応援助者養成研修の受講は、基礎的研修の受講を要件とするべき。
- 就労移行支援事業の就労支援員、就労定着支援事業の就労定着支援員は受講を必須とするべき。就労継続支援A型・B型を含めそれ以外のすべての支援員は、将来的な受講必須を検討。
- 講習の質の確保とともに、より多くの受講枠を確保する工夫などが必要。
- 対人援助スキルだけでなく対企業支援スキルに関する内容を入れるべき。
- 障害者を企業につなぐ人材を対象として研修内容を検討してはどうか。
- 雇用と福祉が互いの立場で互いの施策や支援体系を理解することも重要。

階層研修の対象者や研修体系・内容

- 基礎的研修の内容を踏まえ、専門人材として専門性を更に高めていくことに特化した研修とするなど、研修内容の再整理が必要。
- 実践的な内容や選択科目を取り入れることも必要。
- 受講を促進するに当たっては、何らかのインセンティブが必要。

障害者就労を支える人材の育成・確保について

労働政策審議会障害者雇用分科会

第113回(R4.1.21)

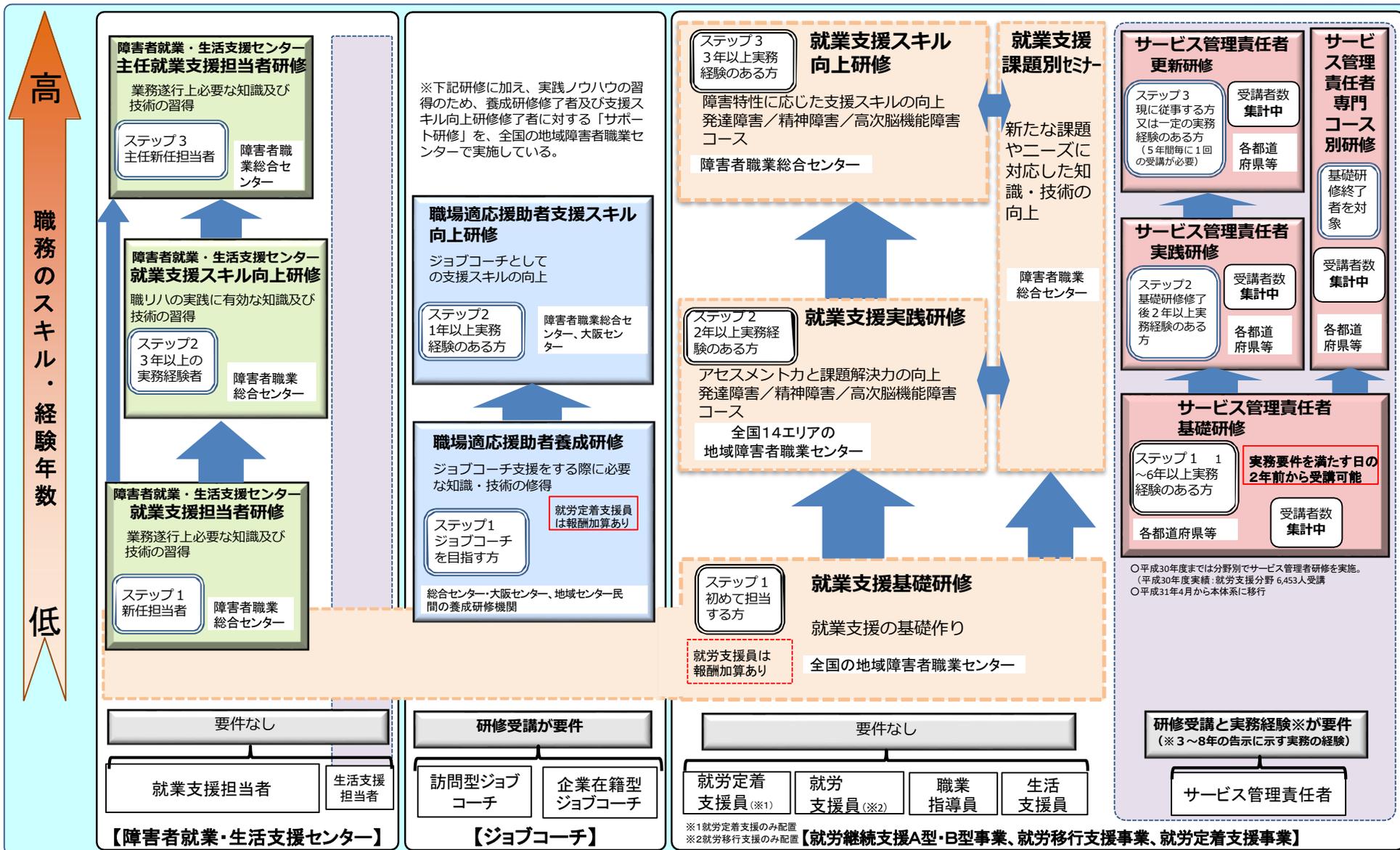
資料1

論点

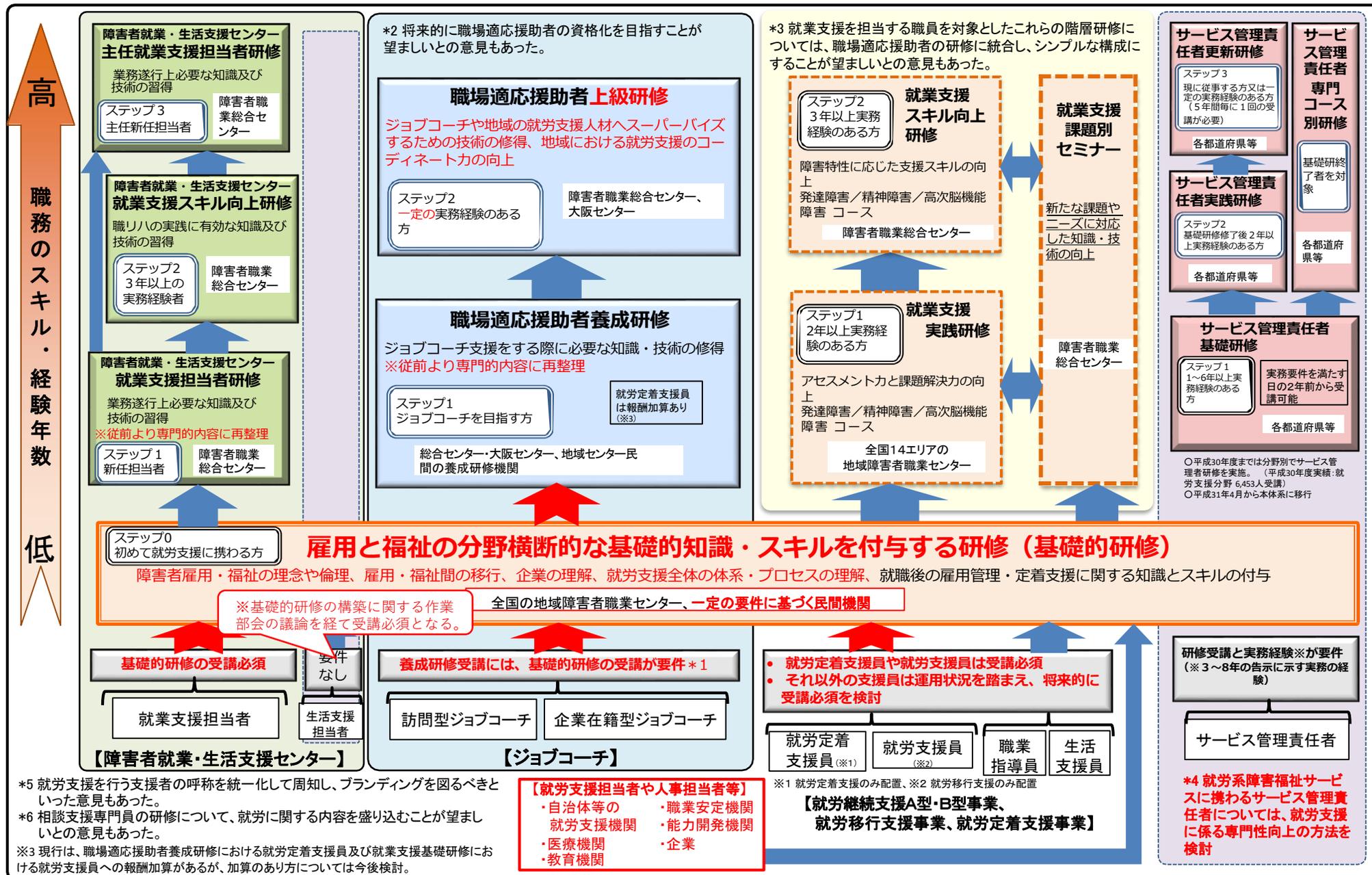
障害者就労を支える人材の育成・確保については、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討 会報告書」で、福祉と雇用の切れ目のない支援を可能とするために、障害者本人と企業双方に対して必要な支援ができる専門人材の育成・確保を目指し、雇用・福祉の分野横断的な基礎的な知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）を確立することが必要であるとの方向性が示された上で、「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の構築に関する作業部会」で、具体的な検討がなされたところである。

これらを踏まえて、以下のとおり対応してはどうか。

- 基礎的研修は、雇用・福祉分野の横断的な知識等について一定レベルの習得を目指すこととし、研修受講者の仕上がり像は、障害者本人や企業に対して基本的な支援を開始できるレベルの人材としてはどうか。
- 上述の目的を踏まえ、基礎的研修の実施期間は3日以内（概ね900分以内）とし、一部にオンラインの活用も可能とすることとしてはどうか。
- 基礎的研修の受講を必須とすべき者は、当面、就労移行支援事業所の就労支援員、就労定着支援事業の就労定着支援員、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者・生活支援担当者の4者としてはどうか。
- 基礎的研修は、高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施することとしてはどうか。その上で、民間機関も活用していくこととするが、質の確保の観点から、まずは、厚生労働大臣指定の職場適応援助者養成研修実施機関としてはどうか。



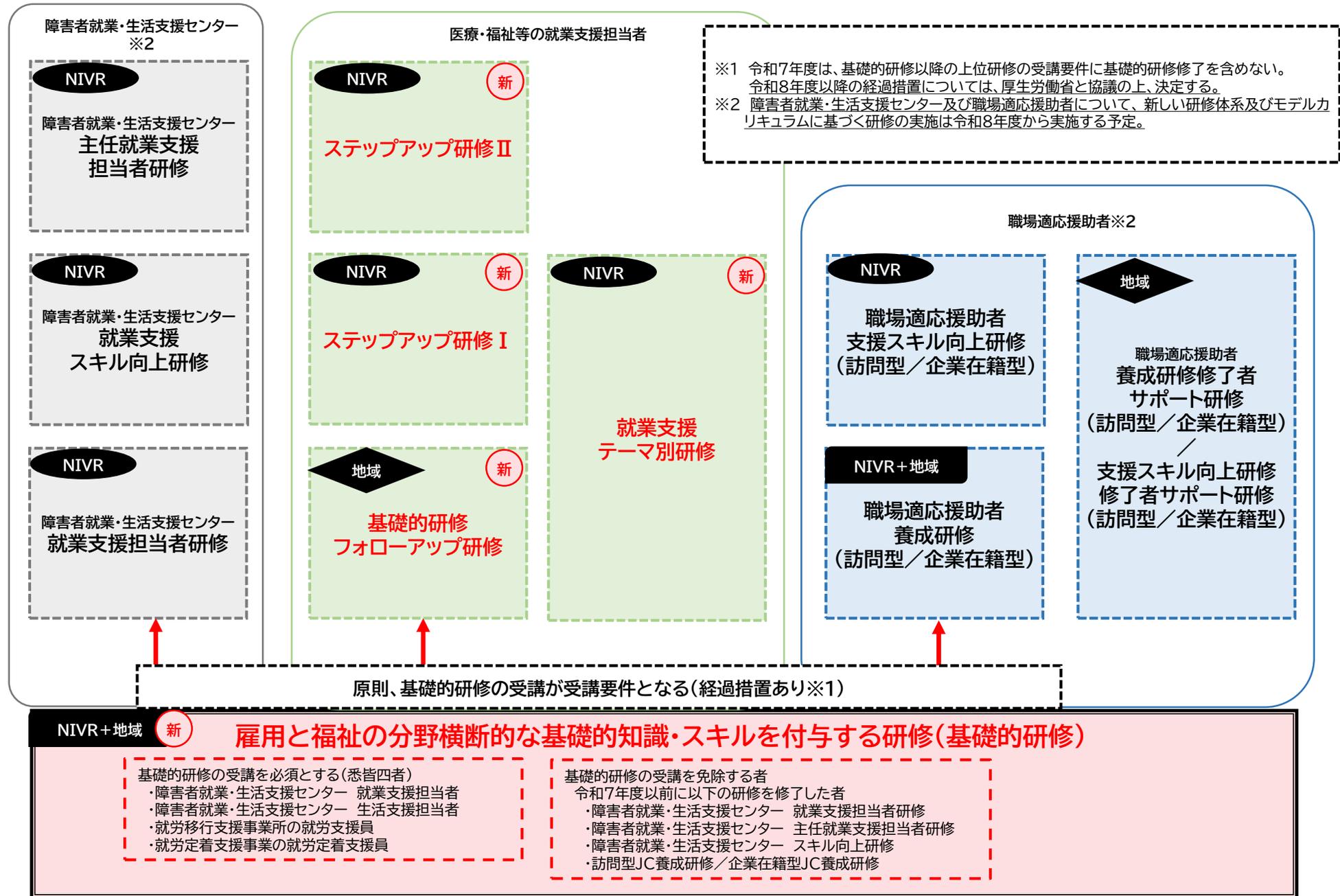
※公共職業安定所職員は、労働大学校における研修により必要な知識・スキルを習得している。
 ※障害者職業カウンセラー及び配置型ジョブコーチをはじめとする地域障害者職業センターの支援スタッフは、高齢・障害・求職者雇用支援機構の内部研修により、必要な知識・スキルを習得している。
 ※自治体等の就労支援機関、医療機関、教育機関における就労支援を担当する職員についても、就業支援基礎研修及びその体系に沿った研修、必要に応じて職場適応援助者養成研修及びその体系に沿った研修を受講している。



*1 企業の障害者雇用の担当者が企業在籍型ジョブコーチ養成研修を受講する際の要件としては、基礎的研修または障害者職業生活相談員資格認定講習のいずれかを受講していること。

※図内の赤字部分が、今後、新規・拡充を検討する部分となる。

令和7年度以降の研修体系



雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の構築に関する 作業部会における議論の整理①

カリキュラムに盛り込むべき内容(抜粋)

◎現行の就業支援基礎研修のカリキュラムに次のような知識、スキルの習得を可能とする内容を加えるべき

- ・就労支援の目的や障害者雇用・福祉の理念や倫理等
- ・一般就労への移行、雇用から福祉への移行、就職後の雇用管理・定着支援に関する知識とスキル
- ・対企業支援の知識とスキル(企業における地域資源の活用促進や職務の切り出しを支援する知識とスキル、合理的配慮の提供内容の検討や企業との調整の仕方、企業担当者へのメンタルヘルスに係る配慮に関する知識等)
- ・ハローワークやその他の職業リハビリテーション実施機関との連携に関する知識とスキル
- ・ライフステージに応じた障害者の生活変化に対応した支援のために必要な知識(青年心理学、キャリアコンサルティング等)
- ・企業内での障害者雇用への理解促進を支援できる知識とスキル
- ・障害者の就業に役立つICTのツールに係る知識

雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の構築に関する 作業部会における議論の整理②

◎留意すべき点

・現行の就業支援基礎研修は主に福祉分野の人材を対象に一般就労に向けた就労支援について教える比重が大きいため、基礎的研修では企業で働く障害者の就業に伴う生活面の支援をどう行っていくのか、雇用から福祉にどうつなげていくのかといった観点も含めるべきである。

・「福祉的就労と一般就労の違い」が何かを理解し、企業で実際に働く際にどのようなことが求められるのかなどを学べるようにすることが必要である。

JEEDにおける基礎的研修シラバスの検討ポイント

◎福祉分野を含む科目

就業支援基礎研修の内容から充実させる福祉分野は、その取り扱う範囲が広範にわたる。その広範な内容の中から、就労支援において特に必要な知識等を、ゼロステップの研修であることも踏まえ、選定すること。

◎企業に所属する受講者に配慮が必要な科目

就業支援基礎研修の受講対象は、福祉、医療等の機関において就業支援を担当する職員であり、演習やグループワーク等は、その受講対象を踏まえた内容・方法としている。一方、基礎的研修は、企業に所属する者の受講も見込まれるため、それら企業に所属する受講者が参加しやすくするための配慮を講じること。

基礎的研修カリキュラム

科目No	科目名	講義時間 (分)	備考
科目1	就労支援の理念・目的、障害者雇用の現状と障害者雇用施策・福祉施策	80	オンデマンド
科目2	就労支援のプロセスⅠ（インテークから職業準備性の向上のための支援）	50	地域センター
科目3	就労支援のプロセスⅡ（求職活動支援～定着支援）	50	地域センター
科目4	就労支援機関の役割と連携	60	オンデマンド
科目5	障害特性と職業的課題Ⅰ（身体障害・難病）	60	オンデマンド
科目6	障害特性と職業的課題Ⅱ（知的障害・発達障害）	60	オンデマンド
科目7	障害特性と職業的課題Ⅲ（精神障害、高次脳機能障害）	60	オンデマンド
科目8	労働関係法規の基礎知識	60	オンデマンド
科目9	企業に対する支援の基礎	60	オンデマンド
科目10	ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援	60	オンデマンド
科目11	アセスメントの基礎	100	地域センター
科目12	企業における障害者雇用の実際	60	オンデマンド
科目13	地域における就労支援の取組	90	地域センター
科目14	（オンデマンド科目の）講義の振り返り	50	地域センター
	計	900	

基礎的研修カリキュラム(オンデマンド科目)

科目No	科目名	講義時間 (分)
科目1	就労支援の理念・目的、障害者雇用の現状と障害者雇用施策・福祉施策	80
科目4	就労支援機関の役割と連携	60
科目5	障害特性と職業的課題Ⅰ(身体障害・難病)	60
科目6	障害特性と職業的課題Ⅱ(知的障害・発達障害)	60
科目7	障害特性と職業的課題Ⅲ(精神障害、高次脳機能障害)	60
科目8	労働関係法規の基礎知識	60
科目9	企業に対する支援の基礎	60
科目10	ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援	60
科目12	企業における障害者雇用の実際	60
	計	560

※ 4週間以内での受講修了を原則とする。

基礎的研修集合研修実施イメージ(1日)

時刻	科目	時間(分)
9:00~9:20	受付	
9:20~9:30	オリエンテーション	
9:30~10:20	科目14 講義の振り返り	50
	休憩	
10:30~11:20	科目2 就労支援のプロセスⅠ	50
	休憩	
11:30~12:20	科目3 就労支援のプロセスⅡ	50
	昼食	
13:20~15:00	科目11 アセスメントの基礎	100
	休憩	
15:10~16:40	科目13 地域における就労支援の取組	90
	事務連絡等	
	講義時間合計	340

基礎的研修集合研修実施イメージ(2日)

<1日目>

時刻	科目	時間(分)
9:50~10:10	受付	
10:10~10:20	オリエンテーション	
10:20~11:10	科目14 講義の振り返り	50
休憩		
11:20~12:10	科目2 就労支援のプロセス I	50
昼休憩		
13:10~14:50	科目11 アセスメントの基礎	100
事務連絡等		

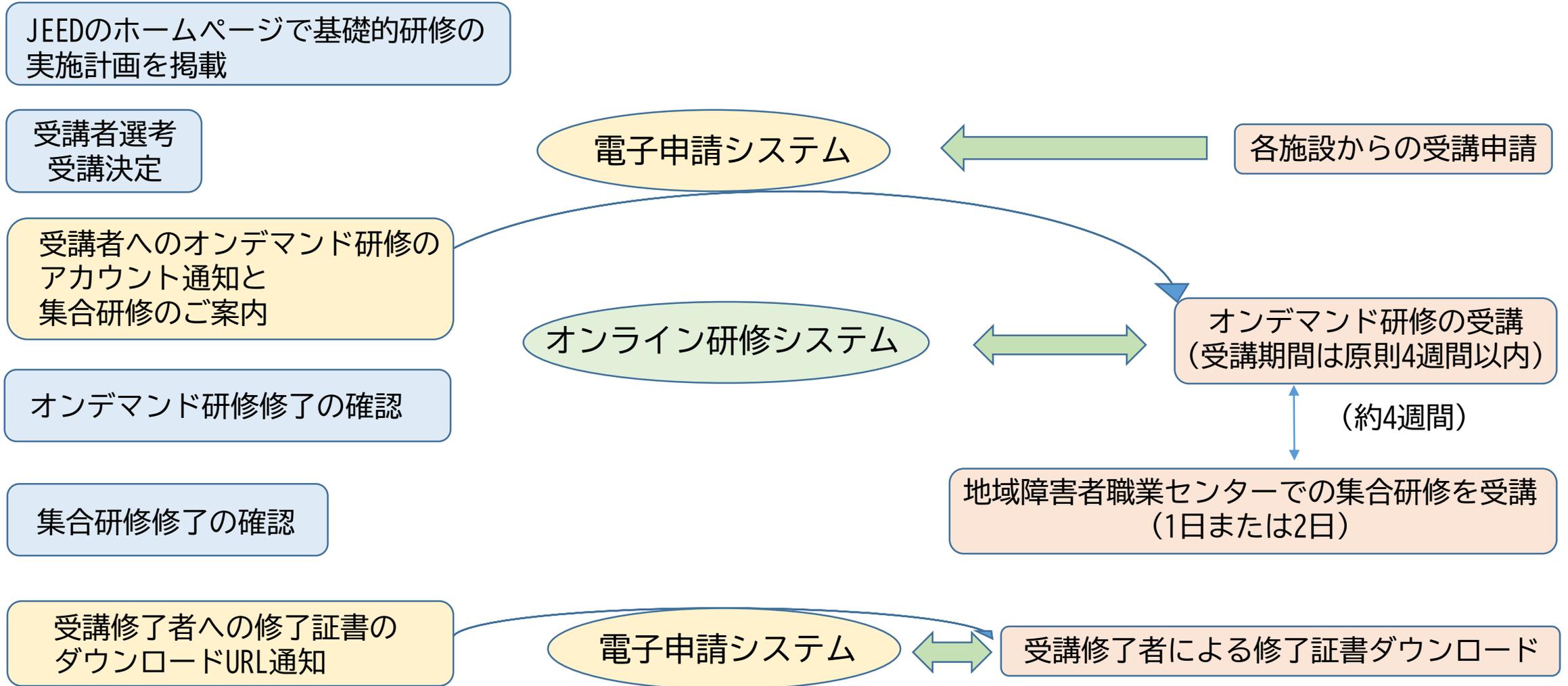
<2日目>

時刻	科目	時間(分)
9:30~9:50	受付	
9:50~10:40	科目3 就労支援のプロセス II	50
休憩		
10:50~12:20	科目13 地域における就労支援の取組	90
事務連絡等		

「障害者の就労支援に関する基礎的研修」受講の流れ(予定)

〔 J E E D 〕

〔 受講者 〕





独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者職業総合センター 職業リハビリテーション部

261-0014

千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番3号